

## 地球温暖化対策計画書

### 1 地球温暖化対策事業者の概要

地球温暖化対策事業者 (届出者)の名称	名古屋市役所
地球温暖化対策事業者 (届出者)の住所	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
工場等の名称	名古屋市大江破碎工場
工場等の所在地	名古屋市港区本星崎町字南4047番地の13
業種	公務その他
業務部門における 建築物の主たる用途	工場
建築物の所有形態	自社ビル等(自ら所有し自ら使用している建築物)
事業の概要	一般廃棄物処理施設(破碎)
計画期間	令和6年4月1日 ~ 令和9年3月31日

### 2 地球温暖化対策計画書の公表方法等

公表期間	令和6年7月31日 ~ 令和9年3月31日		
公表方法	○	掲示 閲覧	(場所) 名古屋市大江破碎工場
		ホーム ページ	(HPアドレス)
		冊子	(冊子名・ 入手方法)
		その他	(その他詳細)
公表に係る問合せ先	052-611-8313		



4 温室効果ガスの排出の状況

基準年度（令和5年度）の温室効果ガス排出の状況

①エネルギー起源二酸化炭素の排出量		2,643	t-CO <sub>2</sub>
① （温を除く 二酸化炭素 換算） 排出量	②非エネルギー起源二酸化炭素		t-CO <sub>2</sub>
	③メタン		t-CO <sub>2</sub>
	④一酸化二窒素		t-CO <sub>2</sub>
	⑤ハイドロフルオロカーボン類		t-CO <sub>2</sub>
	⑥パーフルオロカーボン類		t-CO <sub>2</sub>
	⑦六ふっ化硫黄		t-CO <sub>2</sub>
	⑧三ふっ化窒素		t-CO <sub>2</sub>
	⑨エネルギー起源二酸化炭素（発電所等配分前）		t-CO <sub>2</sub>
	温室効果ガス総排出量（①～⑨合計）		2,643

5 温室効果ガス排出量の抑制に係る目標

(1) 温室効果ガス排出量の抑制目標

温室効果ガスの抑制の目標設定方法	総排出量及び原単位排出量
------------------	--------------

項目	基準年度 令和5年度 排出量（実績）		目標年度 目標排出量		令和8年度 目標削減率	
	温室効果ガス 総排出量	2,643	t-CO <sub>2</sub>	2,643	t-CO <sub>2</sub>	0.0

項目	基準年度 令和5年度 排出量（実績）		目標年度 目標排出量		令和8年度 目標削減率	
	原単位当たりの 排出量	135.9	CO <sub>2</sub> / 千t	135.9	CO <sub>2</sub> / 千t	0.0

(2) 目標設定の考え方

空調の適正な温度調整、使用していない照明を消灯する等の省エネ行動を実施し、温室効果ガスの削減を実施する。  
 ただし、温室効果ガス発生要因の大部分が破碎処理量であり、これは年度毎に状況に応じて増減するものであるため、基準年度排出量の維持を目標として設定する。

備考1 温室効果ガスの排出の状況のうち、エネルギー起源二酸化炭素を除く温室効果ガスの排出量については、温室効果ガスの種類ごとに3,000トン以上の場合に限り計上してください。  
 備考2 温室効果ガス総排出量とは、エネルギー起源二酸化炭素の排出量と、種類ごとに3,000トン以上の温室効果ガスの排出量の合算をいいます。  
 備考3 原単位当たりの排出量とは、事業活動の特性を的確に示すものとして事業者自らが選択する工場等の床面積、製品の出荷量その他の指標になる単位量当たりの温室効果ガス排出量をいいます。

6 温室効果ガスの排出の抑制等に係る措置

(1) 自らの事業活動に伴い排出される温室効果ガスの抑制に係る措置

取組の区分	具体的な取組の内容	取組の目標
省エネルギー・省資源の行動の実践/空調	<ul style="list-style-type: none"> <li>・冷房28℃、暖房20℃を徹底する。</li> <li>・業務時間外における送排風機の運転を適切に管理する。</li> </ul>	
省エネルギー・省資源の行動の実践/照明	使用していない部屋や昼休み・時間外の消灯を徹底する。	
省エネルギー・省資源の行動の実践/OA機器	パソコンを90分以上操作しない時や退社時、及び未使用のモニターの電源オフを徹底する。	

指針第1号様式

(2) 非化石エネルギーへの転換に関する措置

ア 非化石電気に関する目標

指標	目標 (2030年度)
使用電気全体に占める 非化石電気の比率	%

イ 計画期間における非化石エネルギーの利用

--

(3) 環境価値 (クレジット等) の活用

--

(4) その他の地球温暖化対策に係る措置

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・両面コピー、裏紙利用等による紙使用量の削減</li><li>・職員への定期的な環境教育の実施</li></ul> |
|---|

(5) 「環境保全の日」等に特に推進すべき取組

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・定時退社に努める。</li><li>・エレベーターの使用を控える。</li></ul> |
|--|